

A 免許証を紛失した方
B 免許証を損傷した方

114

- ② 記入しない以下下さい。
- 写真は次のものを1枚貼って下さい。
- ・寸法は横24mm×縦30mm（運転免許証サイズ）
 - ・上三分身（胸から上）正面、着衣、脱帽、無背景
 - ・申請前6か月以内に撮影したもの
- 鮮明で変色の恐れのないもの
- ※また、写真の裏面に必ず氏名を記入して下さい。
- なお、次のような写真は撮り直しをお願いする場合があります。
- ・指定の寸法や規格を満たしていないもの
 - ・サンダラスやヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの
 - ・デジタル写真の品質に乱れがあるもの（画像処理がなされてるものや不鮮明なもの）
 - ・変色や傷があるもの
 - ・写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
- 詳しくは、P26を参照して下さい。
- 住所所地以外（勤務先など）に免許証の送付を希望される方は、当該送付希望先の住所、会社名、電話番号を記入して下さい。住所所地への送付を希望される方は、この欄に記入する必要はありません。
- 送付先の記入例
(会社の場合)
- 〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区〇〇1-1-1
〇〇(株) 安全衛生課 気付
(実家の場合)
- 〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都文京区〇〇1-1-1 〇〇様方
- なお、受取人の名前は、必ず免許申請者の氏名が印刷されます。免許申請者以外の方が受取人になることはできません。
- 記入しないで下さい。
- 紛失または損傷した免許証について記入して下さい。
- ・カードタイプ（ラミネートタイプを含む）の免許証の場合
 - ⑨に免許証番号を記入
 - ・二つ折りタイプの免許証の場合
 - ⑫に「免許の種類コード」⑬に「交付局コード」（裏面のコード表参照）⑭に「免許証番号」⑮に交付年月日を記入して下さい。
- 紛失・損傷した免許証の記載項目が不明の場合には、申請者ご本人が本人確認証明書を持参の上、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局の窓口にて確認してください。

紛失・損傷した免許証の記載項目が不明の場合には、申請者ご本人が本人確認証明書を持参の上、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局の窓口にて確認してください。

申請先
申請者の住所を管轄する都道府県労働局(免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P29～P30参照)

[illegible]

○申請書類記入等チェックリスト

	チェック欄
①	☐ 記入漏れはありませんか？
②	☐ 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

再 交 付

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備 考
チェック欄	添付書類	
① ☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② ☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
○該当する場合に添付するもの		
チェック欄	添付書類	必要となる場合
③ ☐	免許証滅失事由書（18ページ参照）	◎免許証を紛失した方のみ
④ ☐	損傷した免許証	◎免許証を損傷した方のみ
⑤ ☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	◎労働安全衛生法関係の免許証を持っている場合 ※氏名を変更した場合は、書替も同時に行います。申請書の①「申請の区分」は「3」と記入し、記入例Ⅲ（11ページ）に示した事項も併せて、申請書に記入して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
⑥ ☐	所持免許申告欄（16ページ参照）	◎旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 （申請書の項目番号②に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要）。
⑦ ☐	本人確認証明書（17、28 ページ参照）	◎免許証を紛失した方 ◎免許証を損傷した方で、該当免許証で本人確認ができない方 ◎住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ◎旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合。 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。

免許証再交付申請書

- ☐ C 免許証の記載事項等の変更を希望する方
☐ D 新様式の免許証の発行を希望する方

② 労働安全衛生法に基づく他の免許を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、1と記入し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申告欄に必要事項を記入して下さい（16ページ参照）。

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局(免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P29～P30参照)

[illegible]

○申請書類記入等チェックリスト

	チェック欄	
①	☐	記入漏れはありませんか？
②	☐	免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐	各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

再 交 付

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		備 考
チェック欄	添付書類	
① ☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
② ☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③ ☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。	※氏名を変更した場合は、書替も同時に行います。申請書の①「申請の区分」は「3」と記入し、記入例Ⅲ（11ページ）に示した事項も併せて、申請書に記入して下さい。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。

○該当する場合に添付するもの

必要となる場合	
チェック欄	添付書類
④ ☐	所持免許申告欄（16ページ参照）
⑤ ☐	本人確認証明書（17、28 ページ参照）
	必要となる場合 ◎旧様式（二つ折りタイプ）の労働安全衛生法関係の免許証を所持している場合。 （申請書の項目番号⑥に1を記入した上で、所持免許申告欄の記入・添付が必要）。 ◎免許証の顔写真を変更する方 ◎住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ◎旧姓を使用した氏名及び通称の併記を希望する場合 ※住民票の写し、戸籍抄本等は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。

※免許証の記載事項等の変更（例）写真、住所の変更を希望する場合等。新様式（ラミネート式又はカード式）の免許証で発行されます。